韓国・中国の持続型農業政策の現状

―― 東アジア型持続型農業確立への挑戦 ――

〔要　　旨〕

1．韓国では持続型農業を環境農業と称している。環境農業への本格的取り組みは開始したばかりであり，実態的にも我が国の取り組みよりも遅れてはいるが，次のとおり日本とは好対照の動きを示している。

2．既に環境農業育成法を成立・施行させ，法的な手当ては完了している。韓国の基準を策定することが先決であり，国際基準が決定すればその時点で調整をはかればいいとの認識にたって法的手当てが行われたものである。

3．環境農業育成法の中で，環境農産物を一般環境農産物，有機農産物，転換期間中有機農産物，無農薬農産物，低農薬農産物の五つに分類しており，我が国のように有機農産物だけを切り離して位置づけるのではなく，あくまで環境への負荷軽減に重きを置いて，農薬の使用程度によってレベル分けしながらも一体的にこれらを扱い，生産振興しようとしている。

4．環境負荷の軽減を現実的，段階的にすすめようとしており，そこでは冷涼乾燥した気候風土で病害虫が発生しにくい欧米と同様の基準での農産物生産はそもそも困難であって，あくまでアジア型，韓国型の基準があってしかるべきとの認識が根底にある。

5．行政と農協系統，農業団体が三位一体的な取り組みを行っており，三者がそれぞれ機能・役割を分担しながら環境農業の拡大という一つの目標に向かって連携プレーを展開している。

6．環境農業を推進していくために様々な施策が講じられているが，その柱として環境農業への移行にともなう所得減少に対して所得補填のための直接支払いが1999年度から実施される。

7．中国では有機食品等についての直接管理・指導等にあたっている機関は二つあるが，大きな影響力を与えているのが緑色食品である。

8．緑色食品は減農薬・減化学肥料栽培によるＡ級と有機栽培によるＡＡ級とに分かれるが，そもそもＡ級のみでスタートした経緯があり，持続型農業の中心は減農薬・減化学肥料栽培にある。

9．我が国も持続型農業促進法等により具体的な取り組みをはかっていくにあたっては，地域重視，国内生産事情優先の基本姿勢が求められると同時に，日中韓台が連携しての東アジア型農業育成という視点からの取り組みも必要である。

目　次

１．はじめに
２．韓国の環境農業政策と取り組みの現状
（1）　環境農業への取り組みの現状と経過
（2）　韓国農業の概況
（3）　環境農業育成法の概要
（4）　環境農産物の流通・認証
（5）　環境農業を推進する三位一体的体制
３．中国の緑色食品への取り組みの現状と経過
（1）　中国の有機農業にかかる仕組みと取り組みの現状
（2）　緑色食品にかかる制度と経過
４．むすび――東アジア型農業確立への挑戦――

１．はじめに

本稿は本誌今月号別稿「我が国における持続型農業展開の課題」の第２部にあたるものである。

次期ラウンド交渉では一段と関税率引き下げ圧力が強まり，これまで以上に安い農産物の輸入が増大して食料自給率がさらに低下することが懸念されるが，こうした中での我が国農業の存在意義は多面的機能・公益的機能の発揮，環境にやさしく安全で安心できる農産物を安定的に供給していくところに求められ，持続型農業の確立が我が国農業生き残りのための必要条件であると考える。今般の新農業基本法，改正JAS法，持続型農業促進法の成立により，これを推進していくための枠組みが不十分ながらも整ったと評価することはできる。しかしながら持続型農業への取組強化は待った無しの状態にあり，これを具体的に実践していくにあたっての課題を上記論文で整理したものである。

上記論文では持続型農業先進国であるアメリカ，スイスを事例として取り上げたが，持続型農業はすぐれて地域性を有するものであって，単純に欧米のやり方を導入することには問題が多く，これと気候風土等自然条件をほぼ共通にする韓国等近隣諸国，さらには我が国農業構造の特殊性をも重ね合わせながら課題を整理した。そこで上記論文ではスペースの関係もあって触れることのできなかった韓国，中国について別建てにしたものが本稿である。

韓国,中国での調査で特に強く感じたいくつかの点についてあらかじめあげておくと，

①韓国，中国の持続型農業への取組実態は我が国に比べて遅れており，緒についたばかりであるが，法制度等はすでに整備され，韓国では直接支払いも導入されるなど持続型農業推進のための強力な政策が展開されている。すなわち政策は明快であり,これが予算でしっかりと裏打ちされている。

②そして持続型農業の中には有機農産物

と，減農薬・減化学肥料農産物等が同じ体系の中に明確に位置付けられ，有機農産物とその他が連続性をもってとらえられている。しかも現実的に環境負荷を軽減していくために減農薬・減化学肥料栽培に力を注いでいる。

③韓国では地域性を重視する中で韓国の風土，自然条件に合った農法として自然農法等も含めた推進が行われている。

④②，③から同じ温帯モンスーン地帯にある日本，韓国，中国では，当然のことながら持続型農業の考え方・農法等について共通する部分も多く，コーデックスの国際基準とは別途に東アジア型の基準を作成するほうが自然の理にかなっており，実態的にもなじむものと考えられる。

以下，韓国に重点を置き，中国については別途論文(注1)が出されていることから本稿では必要部分に絞って述べることとする。

（注1） 章政「中国における有機農産物生産の制度と動向――「緑色食品」の生産実態と輸出余力――」本誌1998年２月号

２．韓国の環境農業政策と取り組みの現状

まず韓国における環境農業への取り組みの現状からみていく。

(1) 環境農業への取り組みの現状と経過

ａ．取り組みの現状

韓国では我が国でいうところの有機農業を含む環境保全型農業，持続型農業を「環境農業」，これによる農産物を「環境農産物」と呼んでいる。

1997年７月現在の調査(注2)によれば環境農業への取組農家は6,720戸で，全農家148万戸（96年）の0.45%にすぎない。これは低位にある我が国の環境保全型農業への農家の取組比率，水稲，果樹で５%，野菜１%に比べても，さらに低い状況にあり，取り組みは緒についたばかりであると言える。

しかしながら，環境農業への姿勢，考え方，法的手当て等，韓国農業の将来展望を確保していくために熱の入った，質の高い取り組みを開始していると言うことができる。

（注2） 増井和夫「地域資源に活路を求める韓国農業」農業情報研究所『農業情報』No.446

ｂ．取組経過

韓国の環境農業への取り組みの特徴の一つとしてあげられるのが，日本での取り組みが消費者主導で展開されてきたのに対し，韓国ではキリスト教会が大きな影響を及ぼしてきており，昨今では生産者サイドがリードするかたちですすめられている。

(2)でみるような農業環境・農政動向にともなって，まず94年12月に農林部(日本の農林水産省)内に環境農業課を設置し，行政側の体制整備がはかられた。96年７月には「21世紀に向けての環境農業政策」なる中長期計画を打ち出し，2000年までを環境農業の基礎形成期間，その後2005年までを環境農業普及期間，さらにその後2010年までを

環境農業定着期間として位置づけ，段階的発展を期している。そして環境農業育成法が97年12月に可決・成立し，98年12月に施行されている。環境農業育成法の施行にともない99年を「環境農業元年」とし，本格的な取り組みのキック・オフの年としている。

こうした取り組みの背景には国内事情として農薬・化学肥料の過剰使用，畜産ふん尿による環境汚染の深刻化にともなって，環境の保全なり，国民への安全な農産物供給をはかっていくためには持続可能な環境負荷の軽い農業を育成していくことが必要となってきたことがあげられている。(注3)

また，国内での取り組みを促している国際的要因として，世界的な環境問題に対する関心の盛り上がり，あるいはリオ宣言，OECD，コーデックス等国際機関の活発な動向もあげられている。

そして何よりもWTO体制下で食料自給率が低下する中，韓国農業の存在意義を多面的機能の発揮に置かざるを得なくなり，とりわけ環境保全を前面に打ち出しての取り組みがすすめられているものである。

（注3） 農薬使用量等推移（韓国農林部資料）

	80年	93	97
農薬使用量(千トン)	16.1	26.0	24.2
化学肥料使用量(千トン)	828.0	1,104.0	900.0
畜産ふん尿発生量(百万トン)	35.8	39.1	45.7

(2) 韓国農業の概況

次に環境農業に関する法律，取組体制についてみる前に，その前提として韓国農業の概況について触れておくこととする。

a．概況

(a) 国民経済に占める農業

96年のGNPに占める農業生産の比率は5.5%であり,90年の7.4%から漸次低下している。

(b) 農地面積

96年，農地面積は194万６千haで国土面積の19.6%を占めている。農地面積は畑117万６千ha，田77万haと畑地の方が多くなっているが，ここ数年の傾向をみると田の面積は横ばいで推移しているが，畑地は減少が続いている。

１戸当たりの平均耕地面積は96年1.31haとなっており，漸増傾向にある。ただし，規模別にみると，0.5ha未満層と５ha以上層が増加し，この間にある中小規模層が減少している。

(c) 担い手

96年の農家人口は469万２千人,総農家数は148万戸で,いずれも減少傾向にあるが,専兼別では専業が83万６千戸，兼業が64万４千戸と専業農家が56.5%と過半を占めている。兼業農家以上に専業農家の落ち込みが大きく，専業農家の比率は年々低下している。

(d) 農家所得

農家所得は96年2,392万８千ウォン（10ウォンは約１円），このうち農業所得は1,083万７千ウォン(構成比45.3%)，農外所得748万７千ウォン(同31.3%)，移転収入497万４千ウォン(同20.8%)となっており，農外所得の比率は高

第1表　一人当たり年間主要食品供給量

（単位　kg）

	1970年	80	90	93	94	95(P)	95／80(%)
穀類	216.1	185.0	175.4	170.0	172.9	171.4	92.6
うち 米	133.8	132.9	120.8	113.7	112.6	110.0	82.8
大麦	60.1	14.1	2.4	2.8	2.5	1.9	13.5
小麦	51.6	29.4	29.7	29.9	32.6	33.9	115.3
豆類	9.0	9.7	10.3	9.8	11.1	10.8	111.3
野菜類	65.6	120.6	132.6	153.5	140.7	158.5	131.4
肉類	8.4	13.9	23.6	28.6	29.8	31.5	226.6
うち牛肉	1.6	2.6	4.1	5.2	6.0	6.6	253.8
豚肉	3.6	6.3	11.8	13.6	13.9	14.5	230.2
牛乳類	3.0	10.8	31.8	34.8	32.8	37.6	348.1
果実類	12.0	16.2	29.0	35.1	35.1	40.9	252.5
魚貝類	23.1	22.5	30.5	31.6	32.5	34.4	152.9

出典　韓国農林部資料
（注）　Pは速報値。

まっている。

なお，都市勤労者との対比では90.2%と農家所得の方が低くなっているが，85年時点では112.8%と都市勤労者の所得を上回っていた。

（e） 食料供給量

国民一人１日当たりのカロリー摂取量は95年（速報ベース）で2,980kcalと増加傾向にある。

主要食品別野菜供給量をみたものが第１表であるが，穀類と野菜の供給量が多いのが特徴であるが，一人当たり米供給量は95年（速報ベース）で110.0kgと減少はしているものの，我が国よりははるかに多くの米を食している。

80年と95年の対比からわかるように，米をはじめとする穀類の消費は減少しているが，その他の品目はいずれも増加しており，特に肉類，牛乳類，果実類の増加が著しく，食生活の洋風化が進行している。

（f） 穀物需給

穀物自給率は96年で26.7%で，飼料用を除外しての穀物自給率は52.4%となっている。第２表にみるように飼料用穀物の需要が増大し，これに対応して穀物輸入も大幅に増加し，自給率は急速な低下をたどっているのは，我が国と同様である。

第2表　穀物需給状況

（単位　万トン）

	1980 糧穀年度	90	95	96
供給	1,478	1,994	2,309	2,290
うち生産	705	701	582	550
輸入	505	1,002	1,426	1,428
需要	1,260	1,628	1,997	2,060
うち食糧	686	630	613	613
加工	207	329	378	392
飼料	247	630	937	1,010
在庫	218	366	312	230
自給率 (飼料除外時)	56.0 (69.6)	43.1 (70.3)	29.1 (55.7)	26.7 (52.4)
食用消費量kg (一人当たり年間消費量)	195.1 (330.4)	167.0 (379.8)	160.5 (445.3)	160.4 (455.2)

出典　第1表に同じ

なお，化学肥料・農薬の利用をはじめとする農業の近代化推進により自給率を向上させるため総産運動に取り組んできた経過がある。

ｂ．UR合意の影響と農政展開

（ａ） UR合意とその影響

韓国が身土不二をスローガンに激烈な米市場開放反対運動を展開したことは鮮明に記憶に刻み込まれている。この際，米輸入反対に国民の30.1%が署名したことはギネスブックにも載っているということである。

しかしながら，結果的には米，牛肉以外は関税化し，米については95年１％～2004年４％のミニマムアクセス米輸入を余儀なくされ，2004年に再交渉することとなった。牛肉は2000年７月に市場開放することとなっている。

韓国農協中央会の話では，88～94年の平均と95～97年の平均とを比べると農産物輸入は60%も増加しているということである。特にリンゴ，ニンニク，タマネギ等の輸入増加が著しく，リンゴはアメリカ，チリ，ニンニクは中国，タマネギは台湾，タイからの輸入が多い。

96年の米の輸入および在庫状況は第３表のとおりで，インド，中国から輸入されている。また，牛肉については韓国が輸入牛肉を国産と区分して売っていることは不公正な貿易慣行であるとして，アメリカが本年２月１日付けでWTOに提訴したことが報じられている。(注4)

（注4） 日本農業新聞1999年２月４日付記事

第3表　輸入米供給現況

――1995年５月末現在――

（単位　トン）

	輸入量	供給量	残　量	供給用途
９５ＭＭＡ（インド産長粒種）	51,307	40,507	10,800	加工用
９５ＭＭＡ（中国産中粒種）	64,314	9,018	55,296	加工用
計	115,621	48,384	67,237	

出典　第1表に同じ

（ｂ） 農政展開

韓国はUR，WTO体制に対応して89年の「農漁村発展総合対策」を皮切りとして「農漁村構造改善対策」「新農政５ヶ年計画」「農漁村発展対策および農政改革方策」等を展開してきた。農政改革は，①15万経営の「専業的農家」と「農業会社法人」の選定・育成，②農地法を制定し農地所有の資格や上限，通作距離の制限等を撤廃しての新規参入や農地流動化の促進，③農村問題と産業・地域・人の問題との一体化，④「42兆ｳｫﾝの投融資計画」と目的税である「農漁村特別税15兆ｳｫﾝ」の創設による財源確保，等を柱として，農業者の高齢化，規模拡大，生産基盤の整備等に取り組んできている。(注5)

WTO体制についての国民の反応は，再交渉が我が国より３年後ということもあってか，今のところかつてのような盛り上がりには欠けるが，昨年（98年）行われた世論調査では国民の96.7%が韓国の農業は守るべきだとしている。(注6)

韓国では農業全体に占める米のウェイトも高いことから，面談先の多くは米の関税化だけは避けたいとしており，日本が99年度からミニマムアクセスから関税化へ切り

替えたことについては理解できない，との反応がほとんどであった。

なお，韓国政府は2004年までに米生産費の35%削減の方針を打ち出している。

いずれにしても韓国農業の国際競争力は弱く，韓国農業の将来性に対する危機感は強く，韓国農業を守っていくためには多面的機能の発揮，とりわけ環境保全に役立つ基幹産業と位置づけた新農業基本法をやはり昨年12月に成立させており，来年2000年１月からの施行に向けて具体的な政策が検討されているところである。

（注5） 金泰乾『韓国の農政改革の現状と課題』50頁以下。

（注6） 韓国農協中央会からの聴き取り調査による。

（3） 環境農業育成法の概要

新農業基本法で強調されている環境保全型の農業を育成・推進していくために環境農業育成法が設けられている。

本法は全文で27条からなっており，第１条の目的は「この法は農業の環境保全機能を増大させ，農業による環境汚染を減らし，環境農業を実践する農業者を育成することによって持続可能で環境と調和がとれた農業を追求することを目的とする」ことがうたわれている。

本法の主な内容は，

「①５年ごとに環境農業の育成計画を樹立し，農業環境の実態調査と環境技術の開発・普及などへの取り組みを規定

②環境農産物を有機農産物など五つに区分し，表示申告して使用することについて規定

③環境農産物の生産者，民間団体，流通業者に対する支援および環境農産物の優先的購買などを規定」

したものである。

このほかに環境農業発展のための国際協力への積極的参加や，環境農産物の表示にかかる違反について１年以下の懲役または１千万ウォン以下の罰金に処することも盛り込まれている。

この環境農業育成法に関連して直接支払いが導入されたことはきわめて注目されるが，直接支払いについての規定は環境農業育成法には直接盛り込まれてはいない。

あわせて注目されるのが環境農産物を，一般農産物，有機農産物，転換期間中有機農産物，無農薬農産物，低農薬農産物の五つに区分し，有機農業も含めて一つの体系として位置づけていることである。一般環境農産物は農薬・化学肥料の使用が適正量以内であるもの，低農薬農産物は農薬の使用が適正量の50%以下のものとされている。直接支払い制度では一般環境農産物はその支払い対象とはしない等，取組レベルによって助成等に差が設けられている。

なお，遺伝子組み換え作物は環境農産物からは除外されている。

（4） 環境農産物の流通・認証

ａ．流通

（ａ） 流通状況

今のところ表示のある有機農産物・食品は一般の小売店等ではほとんど見かけるこ

とはない。農業団体からの聴き取り調査では，有機食品の認証は15kg単位で行われ，これについては表示も行われるが，小売りされる際にはこれを小分けして販売されるため表示はなされない。消費者も個別の商品を見ても有機食品かどうか判別ができないことから，消費者はその製造会社，出荷者，あるいはその取扱い店がどこであるかによって判別しているとのことであった。

しかしながら，卸，小売り，量販店等消費者の購入ニーズに前向きに対応していこうとの姿勢から，環境農産物の専用コーナーを設置するところが増加している。農協直営の専用売り場も９，農業団体で設置した売り場も10ほど設けられている。

また，中央卸売市場に設けられた環境農産物コーナーが円滑には運営されなかったこと，流通コストの低減をはかっていくこと等から全国農協中央会は物流センター２か所をあらたに設置するなど流通体制の整備もはかられつつある。

なお，韓国でも産直への試みも行われているが，かつて生産はしたものの消費にうまく回らない状況等が発生し，頓挫した経過がこれを阻害している面もある。

生協組織は実態的には存在するものの，法的には位置づけられていなかったが，本年法律化される見通しであるということである。

ところで訪問した生産者の販売は，環境農業により栽培したものも慣行栽培したものと区別せずに一緒に出荷しているものがほとんどであった。価格は慣行栽培のものに比べて若干高目で販売されているものが多い。

（b） 消費者意識

最近行われた消費者の意向調査によれば，２～３割高いのであれば有機等農産物を購入したい，有機等農産物であると言われても必ずしも信頼できない，買いたくてもなかなか買えない等についての回答が多くなっており，消費者の農産物の安全性に対する関心は着実に高くなっている。(注7)

（注7）（注6）に同じ

b．認証

農村振興庁の管轄下にある農業普及所が土壌分析結果にもとづき認証を行っている。

現状では環境農産物のほとんどは慣行栽培農産物と区別せずに一緒に売られており，認証されているのはごく一部にすぎない。本格的な認証はこれからである。

（5） 環境農業を推進する三位一体的体制

韓国での環境農業への本格的取り組みはスタートしたばかりではあるが，直接支払いをはじめとする国の強力な支援にとどまらず，農協系統なり農業団体もきわめて熱心な取り組みをみせており，しかもそれぞれの役割の下に十分な連携を取りながら環境農業育成に向けて済々とした取り組みを開始しているのも特徴の一つである。

ａ．行政の対応

（ａ） 行政の基本スタンス

政府は環境農業の育成についてはきわめて積極的な姿勢をみせているが，取組主体は生産者，民間団体であって，政府は最終の管理・監督を分担するものであるというのが基本スタンスである。

また，農業の経済性確保と安全性確保とはどちらも欠かすことのできない車の両輪であり，高温多湿の気候風土の中で経済性と安全性を両立させていくことは容易ではなく，有機農業に必ずしもこだわらずに，環境農業という緩やかな幅の中で現実的に両立をめざしていくことを明確にしている。

（ｂ） 取組内容

詳細については総研レポート「韓国における『環境農業』への取り組み」（99年９月発行予定）に譲ることとしてここでは項目のみ列挙しておく。

ア．環境汚染源の減少

①農薬使用量の減少と技術開発

・発生予察による適期防除等

・モデル村(IPNM)の造成等とIPM等の推進(注8)

②農業普及所による土壌分析

③畜産ふん尿の資源化

④農薬・廃ビニール集中処理等(注9)

イ．農業資源の維持改良

①土壌改良剤の普及等

②“冬緑野原運動”の展開(注10)

ウ．環境農業の教育事業支援

（注8） 農業生産の環境条件の相異にともなって平野首都区域，上水源保護区域，農山村区域，高冷地区域の四つに区分し，99年からそれぞれに総合的・体系的な環境農業のモデルを造成することにしており，ここでIPM（Integrated Pest Management総合的病虫害防除）やINM（作物養分の総合管理）への取り組みが行われる。手始めに稲作については全国で16か所のモデル村を予定している。

（注9） 農薬の空き瓶，廃ビニールは韓国資源再生公社が有償で収集するとともに，農薬の空くびんについては97年10月から農協をつうじて収集するシステムを採用し，“国土清潔運動”として取り組んでいる。

（注10） Green Cover Projectという名称のとおり，冬季に緑肥なり，裏作としての資料作物の栽培推進を運動として展開している。これによって地力の増大と飼料作物確保をはかり環境農業の土台づくりをめざしている。

（ｃ） 環境農業の育成

育成支援策，特に直接支払いが最も注目されるところであり，以下直接支払いについて詳述する。

ア．農家支援

環境農業により良質の農産物を生産し，中小農家の所得向上と環境農業推進の一体化をはかるための支援，環境農業への団地化による取り組みを推進するため土着微生物の生産施設，予冷施設等への支援，環境農業区域への支援，さらには環境農産物流通の活性化のための支援が行われている。

流通活性化支援については，農協をはじめとして専門販売所の設置，拡大等があげられている。

イ．直接支払い制度の導入

環境農業のうち有機農産物～低農薬農産物栽培に取り組んでいる農家を対象に，環

境農業実施にともなう所得減少分について直接支払いによる補填が99年度より開始される。99年度予算として10,572ha分，57億3,100万ウォンが手当てされているが，99年度は第一段階として上水源保護区域，パンダン・デチョン韓江水系特別対策地域，自然公園地域を対象とする環境規制地域内の環境農業取組農家への支払いを予定している。これにともない環境規制地域は８か道にわたっているが，事業量の少ない済州道，特別・広域市は除外されている。2000年以降は第二段階として全国に広げていくことにしている。

支払いの詳細については目下検討中であるが，３年にわたって（地域によってはさらに２年の延長も検討），最高１haあたり52万ウォン，ただし１農家当たり５haを上限として所得補填が行われる。

支払いの対象は，作目班の構成員であり，かつ環境農業に取り組んでいる面積が１千㎡以上の生産農家であるが，このほか10名以上の農家によって構成される作目班，農漁村発展措置法にもとづく営農組合法人，農業会社法人も対象に加えられている。

手続きは１月２日から31日までの間，市・郡単位の地方自治体を受付機関として申請を行い，２月中には市・郡の農漁村発展審議委員会で対象者の選定が行われる。そして10～12月にかけて支払いが行われることになっている。

支払い対象として選定されてから実際に支給されるまでの間，３～４月ごろの作付け前に第１回目の土壌検査が行われ，４～10月ごろに第２回目の土壌検査とあわせて残留農薬の検査が実施される。土壌検査，残留農薬検査にパスした者については助成金100%が支給されるが，土壌検査，残留農薬検査のいずれか一方だけをパスした場合は助成金の半分の支給にとどまる。そして両方の検査をパスできなかった場合は全く助成は受けられない。

なお，支払い対象農家が営農指導，教育履修，肥料・農薬台帳の記録等の義務を遵守していない場合には助成金の10%以内での減額がペナルティーとして課せられることになる。

ｂ．農協系統の対応

農協系統も環境農業育成についてはきわめて熱心な取り組みをみせてきた。農薬による被害の発生等に対応して，約20年前から環境農業についての取り組みが開始されるようになったが，組合長が官選から組合員によって選出されるようになって，より農家組合員の意向を反映した事業活動が求められるようになり，環境農業について運動として取り組まれるようになった。

こうした中，92年には全国農協中央会によって農協独自の生産基準が設けられている。

行政等とは一体的な取り組みが行われており，明確に取組主体を区分することは困難なものもあるが，農協系統として強調されている方針なり，主な取り組みは以下のとおりである。

（a） 環境農産物生産グループの育成・指導

環境農業の推進は基本的に10戸以上の農家によるグループによって担われている。97年には1,263であった作目班が98年には1,534にまで増加しており，99年には1,600をめざしている。

グループ化は部落単位での集団化が可能な地域を中心に，環境農業，資源節約型農業の実践主体を形成し，環境農業による品質の差別化・向上をはかるとともに，グループ化にともなう産直体制の確立によって流通コストの削減をはかっていくことにしている。

この作目班を対象にして支援措置が講じられており，一つは環境農産物生産に必要な資金の低利対応，二つ目が優秀・模範的な作目班に対する組合相互支援基金による支援である。低利資金供給は期間１年で利率6.5%，１農家当たり２千万ｳｫﾝ以内となっており，97年140億ｳｫﾝ，98年340億ｳｫﾝが供給されている。組合相互支援基金による支援は１組合当たり１億ｳｫﾝが１年間にわたって無利子で供給されるもので，97年には31億ｳｫﾝ，98年22億ｳｫﾝが供給されている。98年の場合，環境農業への模範的な取組組合への資金供給のほか，食べ物の残滓の資源化に対して10億ｳｫﾝが供給されている。

（b） 資源節約型農業及び産直の推進

環境農業のねらいの一つとして国内資源を最大限活用して資源を節約していくことがあげられている。施設園芸での太陽熱利用等による暖房費の節減，稲わらや残滓の自給飼料化，露地栽培での土壌検査にもとづく施肥や堆肥の使用，その他資材費，流通経費の節減方策の発掘・実践にも大いに力を入れつつある。

先にも触れたように流通経費節約の一貫として直販体制の確立をもめざしており，円滑な直販を誘導していくため，作目班からの出荷量の把握にもとづき，物流センター，農協の有機農産物販売所，百貨店，大消費地等への販売斡旋を行うとともに，直販にかかる情報の提供，各種行事への参加，消費者の環境農業生産農家見学等を催している。

（c） 農村振興庁との環境農業に関する共同研究事業の実施

環境農業の各種技術，資材の検証，経済性の分析，優秀事例の発掘・普及をねらいに農村振興庁と農協による共同での研究が行われている。98年は環境農業に関する新たな農法と資材の有効性についての検証を中心に50の研究課題が選定され，それぞれの報告書に対する評価会も実施されている。

（d） 環境農業に関する教育の実施

資源節約型農業の専門技術の教育，化学的な営農のための効率的な土壌管理技術，農薬使用量を減少させるための病害虫防除技術，収穫物の衛生的な処理および商品性の向上などについての教育が行われており，全農協の営農指導部長1,403人は，全国

農協中央会長の指示にもとづき，５泊６日の専門技術コース研修を受講済みであり，農協による環境農業の指導・教育を可能にしている。

ｃ．農業団体の対応

有機農業や環境農業に関係した団体は多いが，主な団体としては有機農業協会，自然農業協会，正農会等をあげることができる。有機農業協会，自然農業協会は環境農業の専門技術に関する教育について政府からの委託も受けており，具体的な農法の研究・指導の中心を担っているのがこれら農業団体である。

環境農業にかかる農法は多様であるが，自然農業協会の推進する自然農法は土着微生物を活用するところに一番の特徴があり，地域資源の活用をきわめて重視(注11)している。行政，農協さらには農業団体とも，環境への負荷軽減，安全な農産物の供給という目標は一つであり，技術的相異については生産者の選択の問題であるとしている。

ところで環境農業育成法の実現をはじめとして韓国における環境農業をリードしてきたのが自然農業協会の趙漢珪（チョウ・ハンギュ）会長であり，政府や農協系統にも強い影響力を有している。

（注11） 自然農業の骨格は次のとおりである。

①すべての生命体が分をわきまえ，他を認め，尊重し合い，自他一体の真理と調和の中で，生命の基盤を培い育てることが自然の理であり道である。その理に従って耕し，育てていくのが農業の基本である。

②食べ物を生産する時，必要な素材はその地域に伝えられてきたものを最大限活用すべきであり，しかもその地域にあるもので十分である。

③農作物は生長の過程で季節の調整を受け，その種なりの特性を十分に生かして結実するものであって，過程を無視し目標を拙速で達成しようとするのが近代農畜産業である。有畜複合経営による地域循環形成を基本とする。

３．中国の緑色食品への取り組みの現状と経過

中国での有機農業への取組動向等については本誌1998年２月号「中国における有機農産物生産の制度と動向――「緑色食品」の生産実態と輸出余力――」に詳しいことから，本稿では制度の概略等は簡記するにとどめ，特に強調したい緑色食品の体系と，そのような体系をとるに至った経過について述べることとする。

(1)　中国の有機農業にかかる仕組みと取り組みの現状

中国に有機食品等についての直接管理・指導等にあたっている機関は，中国政府農業部の傘下にある緑色食品発展センター（北京）とアメリカ・ネブラスカ州にある有機認証機関であるOCIAの出先として位置付けられる有機食品発展センター（OFDC＝Organic Food Development Center of China）との二つがる。

緑色食品の体系は(2)で述べるが，96年の緑色食品は360万トンと，農産物全体に占める割合は低く，緑色食品のAA級はそのうちの５％程度にすぎないといわれている。有機食品発展センターはOCIAと同様に３年以上無農薬・無化学肥料栽培によるものを

有機農産物として認証しているが，認証された有機農産物はほぼ緑色食品のAA級と同じぐらいの量であるとされている(注12)。したがって,内容的にはさておき,中国全体に影響力を有しているのは緑色食品である。

なお，90年では緑色食品は60万トンであることから最近の伸びはきわめて高く，緑色食品のマークのついた牛乳をはじめとする食品はスーパーの店頭でもけっこう見かけることができるようになり，バスの車体に描かれた商品広告の中に緑色食品のマーク入りのものを見かけることもあるが，緑色食品について知らない消費者もけっこういるというのが現状である（第１図)。

（注12） 緑色食品発展センターからの聴き取り調査による。

(2) 緑色食品にかかる制度と経過

緑色食品の概念は「安全，優良な品質，健康によい食品（原料および加工品を含む)」の総称である。緑色食品の生産基準は，

①緑色食品の生産（その原料を含む）区域内における大気，土壌，灌漑用水，工業汚染などに関する環境基準

②生産過程における原料使用，生産管理，物質循環等に関する生産基準

③その品質や性状などに関する品質基準

④流通，輸送，貯蔵，販売（包装)，消費（標識，産地，原料，製造方式等の説明）などに関する流通・販売基準

からなる。

そして緑色食品はそれぞれの基準に沿って検査が行われ，AA級とＡ級の二つに分かれるが，大きく括れば国際基準に沿った有機農産物に対応するものがAA級,減農薬・減化学肥料栽培農産物に対応するものがＡ級である（第４表)。

ところで中国政府の緑色食品に対する基本スタンスは緑色食品の基準にかかる経過に最も象徴的に表されている。

第1図　認証マーク

緑食食品　　有機農産物

第4表　緑色食品の等級基準

	AA　級	A　級
環境条件	・土壌，水質，大気条件等の環境要素に関する測定値の係数がすべて１以下であること。	・土壌,水質,大気条件等の環境要素に関する測定値の総合係数が１以下であること。
生産条件	・全生産過程において化学肥料,農薬,成長促進剤などをいっさい使用しないこと。	・緑色食品の生産基準に基づき特定の時期,特定の化学肥料,農薬は使用できる。
製品条件	・すべての化学合成物質が検出されてはいけない。	・国際化学製品連盟に使用許可されている肥料,農薬についてはその残留は国際公認基準の２分の１以下。
包装流通	・製品および環境への二次汚染がないこと。緑色食品の標識色はみどり,認可ナンバー最後の数字は偶数。	・製品および環境への二次汚染がないこと。標識色はしろ,認可ナンバー最後の数字は奇数。

出典　中国緑色食品発展センター資料

すなわち89年に，①農家の所得向上，②生態環境の維持，③消費者需要への対応，から緑色食品の基準が作成されたが，これは現在のＡ級の内容に相当するものであった。

これが93年に緑色食品発展センターが国際有機農業運動連盟（IFOAM）に加盟したのをきっかけに，AA 級が設けられ，これまでのものがＡ級とされた。

このように基本は減農薬・減化学肥料のＡ級に置いており，国際基準に対応させてAA 級も付け加えたものである。そしてあえて同じ緑色食品の中に有機農産物と減農薬・減化学肥料農産物とを包摂した体系としたものである。

４．むすび

――東アジア型農業確立への挑戦――

以上，韓国に重点を置いて紹介してきたが，高温多湿，同じモンスーン地帯にある日中韓を横並びしてみると，実態的には所得水準の高い日本での生産・取組が若干先行してはいるものの，法的手当て，助成制度等については逆に遅れをとっているのが現状であると言わざるをえない。

韓国，中国とも環境農産物，緑色食品の基準策定にあたっては，農業における環境負荷の軽減をはかると同時に，自国の気候風土等自然条件に対応して現実的にこれを実現していくため，メーンには減農薬・減化学肥料を置き，有機栽培のレベルに段階的に近づいていくことを基本としており，特に韓国では環境農業への取り組みが自国農業の存続をかけた国家戦略として整理されている。

自然条件によって大きく左右される農業にとってこうした整理はむしろきわめて自然であると考えられるが，まさに地域重視，自国重視，さらに言えば東アジア型農業確立への果敢なる取組宣言であり，WTO 体制に対する挑戦であるということができよう。こうした国際比較から浮かび上がってくるのは，国際基準優先，国内生産事情軽視の我が国農政のスタンスである。

我が国農業が生き残っていくためにはコスト低下だけでは太刀打ちできようもなく，多面的機能発揮のため持続性の高い循環型農業であることが求められるが，今般の新農業基本法の成立，JAS 法の改正，持続型農業促進法の成立等により，これを具体的に推進していく前提は不十分ながらも整ったとみることはできる。これを具体的に推進していく裏打ち，システムの構築が求められるのであり，日本の対応を台湾をも含めた東アジアはもとより，アジア各国が大いに注目してみていることを肝に銘じるべきである。

（蔦谷栄一・つたやえいいち**）**